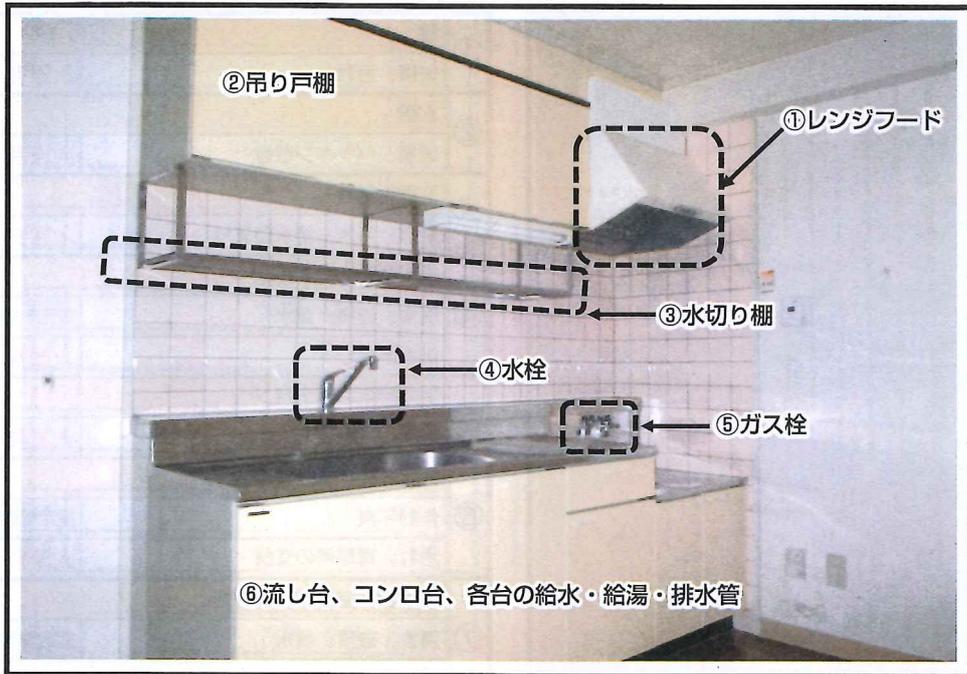


# 修繕費用の負担区分

## 5. 台所



レンジフード		④ 水栓	
① 作動不良	指定管理者	破損、パッキン取替	入居者
汚れ、フィルター交換	入居者	⑤ ガス栓	
吊り戸棚		腐食、ガス漏れ、作動不良	指定管理者
② 腐食	指定管理者	⑥ 流し台、コンロ台、各台の給水・給湯・排水管	
汚れ、扉の開閉不良	入居者	腐食、破損、漏水	指定管理者
水切り棚		汚れ、扉の開閉不良、排水詰まり、カビ	入居者
③ 腐食	指定管理者		
汚れ、カビ	入居者		

1. 腐食・反り・摩耗・破損についての基準は、機能に支障があるものに限ります。
2. 修繕区分が「指定管理者」の場合でも、入居者の故意・過失、通常の使用方法と異なる使用により生じた修繕は、「入居者」負担となります。
3. 団地または住戸タイプの違いにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
4. 入居後（※入居替を含む）1カ月以内は、「入居者」負担の項目でも、必要に応じて「指定管理者」負担で修繕します。